

1. 組織名

公益社団法人 中央畜産会 (日本の畜産ネットワーク会員)

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

農産品の重要5品目などに課税されている全タリフラインについて関税撤廃の影響を検証するとの発言がありますが、これらタリフラインは現在、重要5品目などを守るために課税されているものです。

たとえば、現時点で当該タリフラインの中に輸入実績の無いものも存在することは事実ですが、これは、①甚大な影響があるため高い関税が課せられているもの、②他に課税されている類似品のタリフラインを通じて輸入されているもの、③現行税率では輸送技術・コストの面で採算が合わないもの、の3つに分けることができます。

仮に、輸入実績のない上記タリフラインの関税撤廃が実施されますと、①のタリフラインの輸入急増が見込まれること、②は当該タリフラインの方が有利になり、当該タリフラインの輸入急増が見込まれること、③は関税撤廃による輸送技術の更なる進展・輸送コストの低減により輸入増加が見込まれます。

従って、今後の交渉に当たっては、自民党・国会の「重要5品目などを守り抜く」決議を順守して、全タリフラインを守り抜く交渉を実施するよう、強く要請します。

また、バリ島での首脳声明には「ステークホルダーとの協議をさらに強化させる」とあります。このため、ステークホルダーへのよりの確かつ迅速・丁寧な情報提供に最大限ご配慮いただくことを要請します。

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について、意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。